

質問回答書

件名 令和8年度18区役所窓口等におけるタブレット端末によるテレビ電話等通訳事業業務委託

項目 (ページ数等)	質問	回答
仕様書 1 ページ 「2 業務 概要の目 的」	音声機械 (AI) 逐次通訳サービスについては、試行的に市内4の区役所(鶴見・西区・中区・南区)において実施するとありますが、他のタブレットには現場での混乱を避ける為、テレビ電話通訳のみの表記設定が必須と考えてよろしいでしょうか？	<p>区役所4か所(鶴見区・西区・中区・南区)以外の履行場所に配備するタブレット端末では、音声機械(AI)逐次通訳サービスは利用しない想定です(履行場所の範囲は仕様書別紙1のとおり)。</p> <p>当該端末では、利用者が音声機械(AI)逐次通訳サービスを利用しないよう、原則としてテレビ電話通訳のみの表記設定してください。</p> <p>上記設定にシステム改修や画面の非表示化が必要な場合には、表記設定を必須とはしませんが、音声機械(AI)逐次通訳サービスを選択・起動できない状態とし、かつ同サービスを利用できない旨が明確に分かる運用上の対応(端末上の案内表示等)をしてください。</p> <p>なお、当該端末に音声機械(AI)逐次通訳サービスの表記及び機能が残存する場合は、仕様書6(2)「音声機械(AI)逐次通訳サービス」及び仕様書8「本システム及び無線通信システム内蔵式タブレット端末(貸与端末)のセキュリティ対策」に定める要件を満たすこととし、かつ、当該サービスの表記・機能が残存すること自体に伴う費用や、当該端末での当該サービスの実利用に伴う費用については、いずれも入札価格へ反映させないでください。また、後日請求その他により市が費用を負担することもありません。</p>
仕様書 1 ページ 「6 委託 業務の詳 細」	通訳開始時間について、一部言語に時間に差異(15分程度)がある場合は事前に市の承諾があれば参加可能でしょうか？	仕様書に記載している時間を変更することは想定していません。
仕様書 7 ページ 「7 (2) 貸与する タブレッ ト端末に 求める要 件 才」	リモートロック及びデータ消去を行える機能・・・とは、MDM設定の理解で良いですか？	<p>受託者のMDMシステム内において、端末を遠隔でリモートロック及びデータ消去を行える機能が備わっているのであればお見込みの通りです。</p> <p>(参考)別紙1(19)における、本市側で調達する端末については、本市のMDM設定で遠隔でリモートロック及びデータ消去を行える機能を備えています。</p> <p>なお、本市側で調達する端末の管理については、全て本市が対応します。</p>